

中高生の居場所づくり事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本事業に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的

放課後や長期休業中に中高生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止などを図るとともに、一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげることを事業目的とする。

3. 事業概要

- (1) 名称 中高生の居場所づくり事業業務委託（新松戸地区）
- (2) 発注者 松戸市
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 松戸市指定の場所
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり

4. 提案限度額

621,086円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。
なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5. 募集対象法人

法人格を有している者であること。

ただし、以下の項目に該当する者は応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されている者。
- (4) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者。

- (5) 国税及び地方税を滞納している者。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与している者。

6. スケジュール

募集期間	平成30年6月21日（木）～平成30年7月4日（水）
事業者ヒアリング	平成30年7月5日（木）（予定）
選考審査会	平成30年7月12日（木）（予定）
審査結果の通知	平成30年7月中旬（予定）

7. 実施要領等の配布

（配布期間）

平成30年6月21日（木）～平成30年7月4日（水）

（配布方法）

松戸市ホームページからダウンロード

8. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

次の書類を提出すること

番号	提出書類名	提出上の注意
①	応募申込書	松戸市HPで様式をダウンロード
②	企画提案書(任意様式)	記載内容については、本実施要領8.(2)を参照のこと
③	会社概要書(任意様式)	法人の概要及びこれまでの事業実績等がわかるもの（パンフレット可）
④	見積書(任意様式)	内訳についても記載すること。
⑤	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）
⑥	法人定款の写し	
⑦	平成29年度 貸借対照表、収支計算書	法人のもの
⑧	平成30年度事業計画	法人のもの

※書類はできる限りA4サイズに統一し、ホチキス等で綴じること。

（2）企画提案書（任意様式）

- ・別紙仕様書に基づき、下記の要件を具体的に記載のこと。

- ア 中高生の居場所づくり事業運営希望理由 ※800字以内
- イ 本事業実施に係る見積書及び内訳
- ウ 本事業運営企画書（特徴や工夫した点なども併せて記載）
- エ 資金計画（本事業の2か月分）
- オ 本事業の予定構成員一覧（氏名、年齢、資格等）

(3) 提出方法

- ・上記募集期間内に直接子どもわかもの課へ持参。

(4) 提出部数

- ・正本1部

9. 担当者ヒアリング

応募した法人には、後日ヒアリングを実施（日時は別途通知します）。
※委託法人は、ヒアリング実施後に行う選考の後に決定いたします。

10. 事業者選考

応募書類及び事業者ヒアリングの内容に基づき、選考委員会において選考を行い、優先交渉事業者を選定します。

(1) 選考委員会実施場所

松戸市役所庁舎内（千葉県松戸市根本387-5）

※ご応募いただいた事業者には、選考委員会にご出席いただきます。

(2) 選考にあたって重視する視点

- ・事業を継続的、安定的に運営できる者であること
- ・地域や会場の所管課との連携を積極的に図ることができること
- ・利用者が楽しめる講座やイベントの企画を柔軟に実施できること
- ・事業に従事する構成員の質の向上を目的とする研修を積極的に実施できること
- ・利用者が安全に過ごせる環境を整備し、緊急時に適切な対応ができること

(3) 選考結果の通知方法

平成30年7月中旬に応募者に対して文書で審査結果を通知する予定です。

11. 契約手続

選考された事業者は、運営企画書の内容に基づき、本市と事業委託の詳細な内容の協議を行った上で、松戸市財務規則に従い、予算の範囲内において契約を締結します。選定された事業者と契約を締結することが出来ない事由

が生じた場合は、選考結果が次点の者を新たに優先交渉権者として契約交渉を行う事とします。

(1) 契約書の作成

(ア) 契約書を作成する場合には、受託者は契約書に記名押印し、取り交わしを行うこと

(イ) 本契約は契約の当事者双方が契約書に記名押印しなければ、確定しない

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、松戸市財務規則第143条第3項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(3) 契約代金の支払い

原則として業務完了後に一括して支払うものとする。

12. プロポーザルへの参加費用

応募書類の作成、郵送など、本件に係る参加費用の全ては、提案者の負担とする。

13. 失格事項

(1) この要綱に定める手続以外の方法により本市の職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合

(2) 提出された見積額が、執行限度額を超過している場合

(3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合

(4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(5) 虚偽の内容が記載されている場合

(6) 要件に適合しない提案の場合

14. その他

(1) 選考結果に関する問い合わせには、一切対応しません。

(2) 企画提案書の提出は、1者につき1件までとします。

(3) 見積書に記載する金額は、見積もった金額（消費税および地方消費税を含む）の100/108に相当する金額とすること。

(4) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更および差し替えは認めません。

(5) 提出された書類は、一切返却しません。

(6) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の

目的での使用を固く禁止します。

(7) 事業計画の中止や、選定されなかったことによる一切の損害等について、松戸市では責任を負わないものとする。

15. 問い合わせ先

松戸市 子ども部 子どもわかもの課

担当 越光、立澤

住所 松戸市竹ヶ花74番地の3 中央保健福祉センター3階

TEL 047(366)7464

FAX 047(366)7473

E-mail mckowaka@city.matsudo.chiba.jp